## 三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画(案)に対する 町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件:三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画(案)

パブリック・コメント案件:三芳町障がい者福祉計画・第4期三芳町障がい福祉計画(案)				
意見募集期間	平成 27 年 1 月 28 日~平成 27 年 2 月 27 日			
担当課	福祉課 障がい者庶務担当			
	電話:049-258-0019(内線 176)			
	FAX: 049-274-1051			
	メールアドレス: fukushi@town. saitama-miyoshi. lg. jp			
提出された意見の件数		7件 (1名)		
対 応 状	況	原案に提出された意見を一部追加・修正		
提出された意見等		対応方針	町の考え方	
計画(案)6ページで「身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、」と記しているところを「身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障ができむ)、難病、」と直して下さい。  計画(案)に「発達障害、難病、高次脳機能障害、予発を事」について広報・啓発活動を行うことを記して下さい。		原案を意見のとおり修正します。原案のとおり対応します。	高、障害とは、 に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を に明文を にのがいまま でがいます。 ではいるに にいるがいます。 でがいしいるが に	
啓発にあたっては、特 次脳機能障害の認知度 と思われますが、他が数 含め啓発前後の効果が 会め啓発がで実施 記して下され。 税金を投入する以上、 度を数字で評価したと で産の水準に対したと判断し、 をと判断し、 と判断し、 とと とと とと と と と と と と と と と と と と と と	低害字を 認度で達わいもで明 知が、成ら	原案のとおり対応します。	でいきます。 認知度の評価については、住 民アンケートなどを通して行い たいと考えております。次期計 画策定時には、住民向けアンケートの中に認知度に関する調査 を行えるように検討します。	

計画(案)43ページの「高 齢障がい者への支援」のところ。 高齢障害者だけでなく、若害と 護保険制度につなが能になったたでなった でなったでする。 高齢障害者だけでなったでは、 を高険制度につなが機能では、 を高次脳機能になったできる。 を発見・早期診断がました。 を発見・早期診断が手を作さい。 をおいて、計画には、 をおいて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないて、 とないで、 とないて、 とないで、 とないて、 とないて、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とないで、 とのいて、 とのいて、 とのいて、 とのいて、 とのいて、 とって、 とのいて、 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との、 との	高齢障がい者への支援を介護保険利用者への支援に事業名を変更し、内容に第2号被保険者の方の疾病や障がいの早期発見・早期診療による障がい者手帳の取得を追記し、精神障がい者医療の充実の事業の内容に、県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能障害者支援センターを追記します。	障がい者手帳の早期取得により、他制度の福祉サービスが利用できるようになることから追記します。また、県総合リハビリテーションセンターの高次脳機能支援センターも連携しているため追記します。
早期発見・早期診断などで 早期発見・早期診断などで がといってきた若年であると が上がいる。計画(案)の「生活をで、 対力・ビスの充実とこうない。 支援サービスの充実とこうない。 大き参のような少し具体的ない。 「県と高次脳機能障害をのいたがら、 原書できる事業者のおしたがら、等にしながら事業が、 で書きる事業者の表し、 を引いたがら、 に事や高のようでいたがら、 に事や高のようでいたがら、 に事や高のようでいたがら、 に事や高の事業者の表し、 を可したがら、 でます。また、 を記するところない。 を記述しながら、 はまれている。 はまれている。 はないとない。 を記述したがら、 を記述したがら	原案のとおり対応します。	若年性認知症の方や高次脳機能障がいの方への支援も他の障がい者支援同様、関係機関との連携のもとに行っていきます。68ページに、国・県との連携を記載させていただいております。
計画(案)59ページで「相談支援」の「見込量の確保に向けて」のところになると思いますが、若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能で事となった第2号被保険資害となった第2号被保険者の相談について「介護保険支援事業所の指定を促し、切り組む」といったことを記して下さい。	原案のとおり対応します。	介護保険事業所の特定相談支援事業の指定については、業務の中で必要に応じて意向を確認させていただきます。
計画(案)67ページの「地域ネットワークの強化」のところで、発達障害と高次脳機能障害は、埼玉県の実施する地域生活支援事業のなかの専門性の高い相談支援(発達等と高次脳機能障害及びその関連管害に対する支援普及事業)と連携して実施する旨のことを記してください。	原案のとおり対応します。	関係機関との連携の在り方を 検討する内容を記載しており、 これは、町内に限らず町外や専 門性の高い機関も含めておりま す。